

千葉県土石採取対策審議会の主な答申等の概要

資料 7

年月日	内 容
昭和49年 1月30日 (第1回)	○千葉県土石採取対策審議会 運営要領を承認 ○土石採取の基本方針を承認
昭和49年 2月18日	○公共機関による採土行為の禁止の建議 土石採取行為は、自然を破壊する元凶であるので、公共機関は率先して中止すること。営林署については、昭和50年1月末日以降はいかなる理由があるにせよ採取を認めないこと。
昭和63年 5月16日 6月20日 6月24日 (第10～12回)	○諮問事項「富津市桜井地先における大規模砂利採取について」の審議
昭和63年 7月1日	○諮問事項「富津市桜井地先における大規模砂利採取について」の答申 周辺地域に与える影響、災害の防止、東京湾横断道路建設事業等の円滑な施工等の事情を総合的に勘案し、5項目の条件を付して採取を了承
平成2年 11月16日 (第13回)	○諮問事項「富津市桜井地先における玉砂利の有効利用及び搬出方法について」の審議
平成2年 11月30日	○諮問事項「富津市桜井地先における玉砂利の有効利用及び搬出方法について」の答申 付加価値の高い貴重な玉砂利の有効利用を図るうえからも、地元中小企業対策、周辺地域に与える環境影響等から、条件を付し玉砂利の有効利用及び車両による運搬を了承 (条件) 環境アセスメントの実施 産出した玉砂利の搬出に当たっては、環境アセスメントを実施し、環境保全対策に万全を期すること。
平成6年 3月18日 (第15回)	○諮問事項「富津市桜井地先における砂利採取について」の審議
平成6年 3月25日	○諮問事項「富津市桜井地先における砂利採取について」の答申 昭和63年7月1日付け答申で示した基本方針の一部変更し、これらの方針に沿うことを条件として、周辺地域環境に十分配慮しつつ、当該地区からの砂利採取の継続を当面了承